

# 相場操縦行為等の禁止の概要

(金商法第159条より)

## 仮装売買

- ・権利の移転を目的としない取引
- ・金銭の授受目的としない取引
- ・オプションの付与又は取得を目的としない取引

## 馴合い取引

- ・同時期、同価格で、あらかじめ他人と通謀の上で行う売買
- ・同様に行うデリバティブ取引

## 取引誘引目的で行う行為

- ・取引が繁盛であると誤解させる又は相場変動目的の売買やその注文
- ・相場が自己又は他人の操作によって変動するべき旨を流布すること
- ・売買を行うにつき、重要な事項について虚偽があり、誤解を生じさせる表示を故意にすること

## 政令に違反して、相場のくぎ付け・固定・安定目的で行う行為

- ・定められた方法以外の安定操作取引も含む

以上を行う委託(投資家)及び売買注文の受託(証券会社)が禁止されている